

社会福祉法人優和会 役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人優和会（以下「当法人」という）定款第8条および第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員並びに評議員選任・解任委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事会及び評議員会への出席、法人業務に携わった際は、交通費を支払う。

2 交通費は旅費規程に基づき、その実費相当額を支払う。

(改 廃)

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附 則

1. この規程は、平成31年2月23日から施行する。
2. この規程は、令和4年7月1日から一部改正する。